

別表

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に類するもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (10) 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- (11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- (13) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
 - イ ギャンブル性を有する業種
 - ウ 消費者金融
 - エ 市税を完納していない事業者
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
 - カ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
 - キ 各種法令に違反している業種又は事業者
 - ク 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (14) 消費者保護又は青少年の保護の観点から適切でないもの
 - ア 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (ア) 誇大な表現（誇大広告）であるもの及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - (イ) 射幸心を著しくあおる表現
 - (ウ) 人材募集広告において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令を遵守していないもの
 - (エ) 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (ア) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連することにより、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - (ウ) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
 - (エ) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの